

洋商會館公議條例（中華會館、一七四一年）

洋商會館公議條例

夫會館之設由來久矣雖謂會同議事之所實為敦禮重義之地吾人于此存公道明是非息爭訟固不此別事例相同者也內崇奉

天后聖母春秋朔望或禱或慶誠稱異國同堂會計經營不公不正相與同心戮力至于疾病相扶患難相助福因善果不勝枚舉緣公費浩繁舊有每兩參廟緣之例船長扣交茲年久例懈有例無繳在客疑船長有染指之私收而不繳而船長實召青蠅之污未收何繳是以有名無實將來香火難充况前內址華煥新基功雖創始實未完成茲重協同整肅玉成勝舉并将淵源始末勒石以垂永遠規例無倚無私盡善盡美庶錫類於無疆云爾

今將公議規例列左

- 一議廟緣每兩叁厘會館設立印簿每船壹本送交公司開抽分單隨開隨隨抽分單出日其簿即交理事人如簿停留即有欺隱其錢仍歸船長隨收隨繳
- 一議會館內設立大櫃壹口當事人收錢及數簿悉存于櫃若臨時當事人公同開取一人不得擅專至船頭到齊日船長會集公查數目每年壹次
- 一議各港門不足抽分小船併空船每船應題緣錢伍貫
- 一議失水落難客住會館厝每月每人給伙儉錢叁陌至叁個月為期如叔風尚有貨船果無親戚可依者暫許安歇不給伙儉錢但限唐船起身止不得久住
- 一議叔風孤客無親病在會館內每月給伙儉錢叁陌痊日即出不得久住和尚香供必須先問病人籍貫姓名附搭何船以杜詐偽如有不幸病故給錢貳貫以為殯葬之資及葬在何處報知理事人登記俟其親屬得查不致旅魂無托
- 一議棍徒不事生業素習賭博併食鴉片匪類等事者不准居住會館厝如有違拗理事人即稟 父母官究治逐出
- 一議新客到此娶妻有孕必須登記何省籍貫鄉里壹單付妻收執至分娩之日或男或女囑令妻黨戚屬費單赴會館報明理事人何月何日分娩併其妻姓名居住何處明白登簿無致後日流落
- 一議會館若有剩餘之錢不准借名生利即或暫移一槩不准以便防早晚水叔風等事恐臨時應付不及
- 一議會館置辦傢伙器皿併各客供物必須登記壹簿或有年久朽壞者理事人驗察修葺或有借用損壞者即着經手人向借者整補或有失落乃係和尚香供賠補理事人更宜不時查檢和尚香供不得辭典守之勞
- 一議會館理事人不得欺隱不得藉事推諉亦不得通同贖人明香社必須秉公料理或有他往或要回唐當合理事人酌議相贊一新唐誠實的辦理不得任意薦舉切勿荒廢前人創建之基業以上數款尚慎旃哉

永佑柒年歲次辛酉叁月 吉旦

各省船長衆商公立

註

- 1 偏を「ノ+口+ム」に置き換えた字体。
- 2 「心+爿」を「爿」に置き換えた字体。
- 3 旁の「口」に縦棒が通っていない。
- 4 下部の「手」を「卩」に置き換えた字体。
- 5 「厶」と思われる。
- 6 「匕」を「上」に置き換えた字体。
- 7 「匕」を「上」に置き換えた字体。
- 8 最初の二画を「ク」に置き換えた字体。
- 9 旁の「口」に縦棒が通っていない。
- 10 異体字。
- 11 偏のてっぺんの「口」を「ム」に置き換えた字体。
- 12 下部の「手」を「卩」に置き換えた字体。
- 13 偏の「口」に縦棒が通っていない。
- 14 「水」の縦画上部に「一」が交わる字体。
- 15 異体字。
- 16 「𠂇」を一筆で書く。
- 17 「𠂇」が「八」と書かれる。
- 18 「𠂇」を一筆で書く。
- 19 「𠂇」のかわりに「𠂇」。
- 20 右上に「ノ」が付く。
- 21 異体字。
- 22 異体字。
- 23 異体字。
- 24 「日」の右縦線が下横線を越えて伸びる。
- 25 「𠂇」を「了」に置き換えた字体。
- 26 「𠂇」が略された字体。
- 27 異体字。
- 28 旁の「口」に縦棒が通っていない。
- 29 異体字。
- 30 異体字。
- 31 異体字。
- 32 右上に「ノ」が付く。
- 33 異体字。
- 34 「七」を「土」に置き換えた字体。
- 35 異体字。
- 36 一番上の横画の下にある「ノ」を「八」に置き換え、中央の縦画をはねる。
- 37 異体字。
- 38 「日」の右縦線が下横線を越えて伸びる。
- 39 「𠂇」が略された字体。
- 40 異体字。
- 41 てっぺんの「ノ」が「八」と書かれる。
- 42 「日」の右縦線が下横線を越えて伸びる。
- 43 上から二番目の横画の下にある「ノ」が「八」のように書かれる。
- 44 下部の「手」を「卩」に置き換えた字体。
- 45 一番上の横画の下にある「ノ」を「八」に置き換え、中央の縦画をはねる。
- 46 「水」の縦画上部に「一」が交わる字体。
- 47 「止」を「山」に置き換えた字体。